

## 第3回

# 聖籠中学校通学バス運行検討委員会

令和2年11月6日

聖籠町子ども教育課

## 第2回検討委員会のまとめ（概要）

(1)冬季バスの以下の課題について、検討する。

1 運行目的 2 対象生徒 3 利用者負担（財政上の問題） 4 運行期間 5 部活動など

(2)検討した内容・結果

### ① 運行目的について

中学校の立場から・・・「安全面」を最優先としてほしい。徒歩の場合の危険のリスクが高い。

P T Aの立場から・・・「安全」を運行目的に入れてほしい。保護者のニーズは安全を優先している。

検討委員会全体として・・・中学校の冬季バスは、特に下校の場合、部活動終了時は暗く、徒歩等で帰宅するには、危険であり、安全面を目的とし、運行する。

### ② 対象生徒について

中学校の立場から・・・①の運行目的の「安全面」を目的とすることで、距離要件による区別は撤廃する。  
徒歩であれば、危険のリスク高い。

P T Aの立場から・・・中学校同様に距離要件は撤廃し、希望すればバスに乗せる。安全に対する意識が高くなり、特に冬季は、降雪がある。

検討委員会全体として・・・3キロ未満での距離要件は、「安全面」及び「保護者ニーズ」から区別することは難しい。

中学校通学バスの検討した内容について（まとめ）

	現状	課題	検討の内容
1 運行 目的	○遠距離通学者の冬期間登下校支援	●事業目的が不明確となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全面」を優先の運行目的とする。</li> <li>・中学校は部活動があり、小学校の通学バスとの整合性は難しい。</li> </ul>
2 対象 生徒	○自宅から学校所在地までの片道の通学距離が「概ね3km以上」の生徒 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">             運用上は「学校から集落の中心までの道のりが「概ね3km以上」の集落」           </div> ○教育委員会が特に必要と認めた生徒 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">             3km未満集落の利用希望を委員会              会で認めている              利用生徒の約1/4相当数              →実質的に距離要件が崩れているといえる           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町要綱で定める距離要件はあるが、現状は希望者全員である。</li> <li>●このことによるバス運行台数の増加による事業費の増加となっている。</li> <li>●小学校通学バス運行との整合性をどう考えるか。</li> <li>●距離要件の厳格化により、距離要件以下で今まで利用できていた生徒の対応策は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね3kmでの距離要件は撤廃する。中学校は、3月～11月は自転車通学だが、12月からは徒歩通学になる。</li> <li>・下校時は暗くなり、徒歩での下校は危険であるとの判断。</li> <li>・小学校との整合性については、小学生の場合、集団での登下校、日のある中での下校に比べ、中学校の下校は部活動があり、暗くなる。安全面を前面に出す。</li> <li>・保護者のニーズ安全を優先している。</li> </ul>
3 利用 料金	①往復利用→14,000円 ②片道利用→7,000円 ③徴収方法→一括前払い徴収方式 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; margin: 5px 0;">             【参考】              1回あたり換算（R元年度）              ・片道 135 円              ・往復 270 円           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●徒歩通学者等とのバランス、平等性を図る。また、小学校通学バスとの整合を図る必要があるかどうか？</li> <li>●利用者一人当たりの経費が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠距離、近距離で差を設けてはどうか。</li> <li>・遠距離の基準に、金額設定しており、近くても「安全」を優先する保護者は、申し込むのは、いいのでは。</li> <li>・小学校のバスは「遠距離」を対象としているが、中学校のバスは「安全面」を目的とするのであれば、小学校との整合性は必要ないのでは。よって、値上げも可ではないか。</li> </ul>
4 運行 期間	○12月1日から2月末まで	●PTA要望により11月中旬から3月中旬（春休み）までの期間の要望がある。	未検討
5 部活 動	○部活動加入率 88% ○冬期間は、17時まで活動している。	●冬季は日没が早く部活動生徒に対して下校時の暗い道を通学する負担を軽減する観点が必要か→「近距離」の生徒であっても通学バスの運行を認めてよいかの検討。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下校の場合は、「安全」を最優先としているが、登校（朝）はどうするのか（乗せるのか。）</li> </ul>

## 今回の検討する課題

- ① 運行目的について → 最終の確認・決定
- ② 対象生徒について → 最終の確認・決定
- ③ 利用料金について → 検討（案）の協議・決定？
- ④ 運行期間について → 検討（案）の協議・決定？
- ⑤ 部活動について → 最終の確認・決定

# ①運行目的について

## 運行目的に「安全面」を入れることでよいか？

### 【基本的な考え方】

- 1. **冬季は降雪や下校時の暗いなかの徒歩通学は危険のリスク** 高くなる。
- 2. **冬季は自転車通学が禁止となる。通学的手段が限られる状況**
- 3. **特に下校の部活動の終わる時刻は暗くて危険である。**
- 4. **小学校は「遠距離」が運行目的。中学校とは通学の状況が違う。**

### 【委員会の意見から】

	基本的な考え方の理由
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・冬季は、日暮れが早く、暗くなってから帰宅する中学生の場合、距離要件に関わらず、徒歩下校のリスクが高くなる。</li><li>・特に<b>冬季</b>の降雪時は、よりリスクが高くなる。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・冬季は、自転車通学が禁止となるため、徒歩又は送迎となるが、徒歩の場合リスクが高い。12月から2月（3か月）は禁止期間となる。</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・部活動は中学校独自のものであり、<b>冬季</b>の部活動を止めて、早く下校することはできない。加入率88%</li><li>・<b>冬季</b>は、夏季に比べ早めに終了し、完全下校としている。</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・小学校通学バスとの整合性は難しい。</li><li>・小学生は集団での登下校や日の明るいうちの下校である。中学校は暗い中、少数で徒歩で下校する。中学校は「安全」を優先するべき。</li></ul>

### 【確認したいこと】

- 運行目的に「**冬季**」の「**安全面**」を入れるのか
  - 全生徒を対象とするのか？  
徒歩・送迎も禁止？
  - 小学校との整合性は？
  - 遠距離は支援は？
-

対象生徒に「3km未満」を撤去するするのか？

【基本的な考え方】

- 1. 保護者のニーズは安全の確保であり、距離要件で区別しない。
- 2. 希望する生徒(保護者)は安全面から、バス利用の対象とする。
- 3. 運行目的で「安全面」を加えることにより、距離要件は不要と考える。

【委員会の意見から】

基本的な考え方の理由	
1	・ 距離要件は撤廃する。
2	・ 希望する生徒はすべて対象とする。
3	・ 利用料金で「遠距離」「近距離」で区別することを検討する。
3	・ 中学校の通学バスは、小学校の通学バスと違い、部活動のある下校時の安全面、冬期の通学形態の変更があるため、全生徒を対象とする。

【確認したいこと】

- 距離要件は撤廃する。
    - 利用が増える
    - バス台数が増える
    - 財政負担が増える
  - 近隣市は距離要件あり
    - ・ 新発田市 3km以上
    - ・ 胎内市 2.5km以上
    - ※ 冬季
- ↓

### ③利用料金の検討について

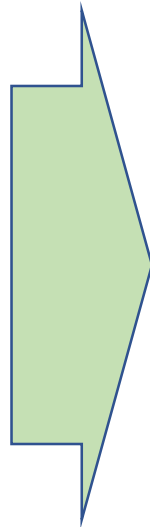
行財政大綱（財政負担）の面で検討

【現在の状況】

**1. 1回あたり、135円  
利用料**

**2. 3ヵ月往復  
14,000円(往復)  
7,000円(片道)**

**3. 財政負担  
事業費/利用料  
1人あたり  
47,927円  
(R1年度)**




	基本的な考え方
<b>1</b>	《利用料金》 ・ 小学校との整合性をとるのか。1回の単価について、考慮する必要がなくなる。基準とする単価は概ね100円（町バスとの整合）
<b>2</b>	現行の根拠 <b>135円×2（往復）×53日≒14,000円</b>  仮に利用料を上げた場合 ※150円×2（往復）×53日≒16,000円 ※200円×2（往復）×53日≒21,000円
<b>3</b>	《経費負担》 ・ R1年度について、1人当たり事業費の概ね3割の負担 ※例：4割負担の場合 19,000円（往復）1回180円 ※例：5割負担の場合 23,000円（往復）1回217円  受益者負担としての考え方の整理



【検討してほしい事項】

**○利用料の値上げ**  
⇒財政負担の軽減  
受益者の負担

**○利用料の値下げ**  
⇒PTAからの要望



**財政的な視点から、利用料金の値上げが必要であると考えらるが。**

## ④運行期間の検討について

3月運行の検討（要望あり）

【現在の状況】

1. 12月～2月の  
3ヵ月

基本的な考え方	
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該期間については、特に降雪日が多く、日暮れが早くなるこの期間を、運行の期間とした。1年4等分？</li><li>・3月は降雪もなく、自転車通学が可能となる。</li><li>・3月は卒業により3年生がいなくなり、修学旅行による2年生の不在など、運行台数の管理が難しい。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・経費負担 概算 10日増 1,500,000円増 1月増 4,470,000円増 <u>3学期末 17,000,000円</u></li></ul>

【検討してほしい事項】

○運行期間  
運行期間を延長  
することの争点  
⇒ 3学期末まで  
卒業式まで

○近隣市の状況  
新発田市・胎内市  
12月～3月



3月に延期しても大きな支障はないと思われる。



## ⑤部活動の検討について

下校時は部活動対象者はバス対象とする。  
登校はどうする。

### 【現在の状況】

1. 中学校での部活動は重要なものであり、加入率は88%ある。
2. 部活動の終わる時刻は、暗くなるため、下校の帰宅は心配（中学校・保護者）
3. 通学バスがあることで、心配が解消されている。バスの役割は重要である。

### 【確認事項】

	基本的な考え方
1	・部活動後の下校について、 ①「安全」を優先し、バスの対象する。
2	②「冬季」の通学形態が変更になるため、バスが「安全面」から必要である。
3	

○下校の部活動帰りが危険であり、心配であるため、距離要件をなくす。



登校はどうか？

## 今後の予定

- ・ 検討した内容の整理・確認（次回）
- ・ 意見書のまとめ・委員会（案）作成（次回）



- ・ 町案決定
- ・ 運行要綱改正

### 【参考】

第5次町総合計画（案）

「教育環境の整備・充実」・・・ スクールバス運行事業※遠距離等の通学の軽減

○聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱

平成22年9月29日  
教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町立聖籠中学校の生徒の**冬期間の登下校の安全の確保を目的とした**通学バスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 町長は、通学バスの運行業務を運送事業者に委託して行うものとする。

(利用の対象)

第3条 通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) **聖籠町立聖籠中学校に通学する生徒**
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた生徒

(運行期間)

第4条 通学バスの運行期間は、**12月1日から翌年3月末日までの登校日**とする。

(運行経路及び乗降場所)

第5条 通学バスの運行経路及び乗降場所については、中学校の登下校時間及び生徒数、並びに道路交通状況等を勘案して教育委員会が別に定める。

(利用の申込み)

第6条 通学バスを利用する生徒の保護者は、毎年度の9月末日までに通学バス利用申込書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用申込みの単位は運行期間の全登校日とし、1日単位の利用申込み及び期間途中からの申込みは受け付けられないものとする。ただし、通学バスの乗車定員に余裕があり、かつ、生徒や家庭の事情等により止むを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(乗車証の交付)

第7条 教育委員会は、前条による申込書の内容を審査し、学校長を通じて、生徒に通学バス乗車証(別記様式第2号)を交付する。

2 教育委員会は、通学バス乗車証交付台帳(別記様式第3号)を備え付け、同条第1項により乗車証を交付したときは、所要事項を記入しなければならない。

3 通学バスに乗車しようとする生徒は、乗車証を運転者に提示しなければならない。

(乗車証の変更)

第8条 生徒の保護者は、転出、転居等により、乗車証の内容に変更が生じたときは、乗車証を添えて、変更届出書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更届出書を受理したときは、乗車証を変更又は廃止する。

(実費徴収)

第9条 町長は、通学バスを利用する生徒の保護者から通学バスの運行に要する費用の一部を実費として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合に限り、町長は徴収する金額の一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する金額及び徴収方法は、町長が別に定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 平成22年度に限り、第6条第1項の申請は、10月末日と読み替えるものとする。

附 則(平成26年3月7日教委告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

○聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱

平成22年9月29日  
教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町立聖籠中学校の生徒の内、遠距離通学者の冬期間の登下校のため運行する通学バスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 町長は、通学バスの運行業務を運送事業者に委託して行うものとする。

(利用の対象)

第3条 通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自宅から学校所在地までの片道の通学距離が概ね3キロメートル以上の生徒
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた生徒

(運行期間)

第4条 通学バスの運行期間は、12月1日から翌年2月末日までの登校日とする。

(運行経路及び乗降場所)

第5条 通学バスの運行経路及び乗降場所については、中学校の登下校時間及び生徒数、並びに道路交通状況等を勘案して教育委員会が別に定める。

(利用の申込み)

第6条 通学バスを利用する生徒の保護者は、毎年度の9月末日までに通学バス利用申込書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用申込みの単位は運行期間の全登校日とし、1日単位の利用申込み及び期間途中からの申込みは受け付けられないものとする。ただし、通学バスの乗車定員に余裕があり、かつ、生徒や家庭の事情等により止むを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(乗車証の交付)

第7条 教育委員会は、前条による申込書の内容を審査し、学校長を通じて、生徒に通学バス乗車証(別記様式第2号)を交付する。

2 教育委員会は、通学バス乗車証交付台帳(別記様式第3号)を備え付け、同条第1項により乗車証を交付したときは、所要事項を記入しなければならない。

3 通学バスに乗車しようとする生徒は、乗車証を運転者に提示しなければならない。

(乗車証の変更)

第8条 生徒の保護者は、転出、転居等により、乗車証の内容に変更が生じたときは、乗車証を添えて、変更届出書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更届出書を受理したときは、乗車証を変更又は廃止する。

(実費徴収)

第9条 町長は、通学バスを利用する生徒の保護者から通学バスの運行に要する費用の一部を実費として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合に限り、町長は徴収する金額の一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する金額及び徴収方法は、町長が別に定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 平成22年度に限り、第6条第1項の申請は、10月末日と読み替えるものとする。

附 則(平成26年3月7日教委告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 通学バスの申込者の推移(R2年度を含む)

年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	直近5年 平均数
全生徒数（人）	400	399	397	408	388	398
全利用人数（人）	256	243	251	280	270	260
3K未満の利用人数（人）	52	60	62	70	59	61
3K割合 (3k未満/利用人数)	20.3%	24.7%	24.7%	25.0%	21.9%	23.5%